

# 議 案 書

平成 2 7 年 1 2 月

第 4 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 92	平成27年度松山市一般会計補正予算(第3号)		1
93	平成27年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第1号)		11
94	平成27年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)		13
95	平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)		17
96	平成27年度松山市公共下水道事業会計補正予算(第1号)		21
97	平成27年度松山市一般会計補正予算(第4号)		23
98	平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)		27
99	平成27年度松山市公共下水道事業会計補正予算(第2号)		29
100	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について		31
101	市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について		33
102	松山市個人番号の利用等に関する条例の制定について		39
103	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		45
104	松山市国民健康保険条例及び松山市介護保険条例の一部改正について		53
105	松山市老人憩の家条例の一部改正について		55
106	松山市児童厚生施設条例の一部改正について		57
107	松山市特定空家等審議会条例の制定について		59
108	指定管理者の指定事項の変更について(北条スポーツセンター等)		61
109	工事請負契約の締結について(松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事)		63
110	新たに生じた土地の確認について(泊漁港区域内地先愛媛県施行分)		65
111	町の区域の変更について(泊漁港区域内地先愛媛県施行分)		67
112	市道路線の認定について		69

平成27年度松山市一般会計補正予算（第3号）

平成27年度松山市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,692,841千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,468,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市一般会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		63,270,000 千円	1,000,000 千円	64,270,000 千円
	2 固定資産税	29,400,000	500,000	29,900,000
	3 軽自動車税	690,000	200,000	890,000
	4 市たばこ税	3,000,000	300,000	3,300,000
6 地方消費税交付金		7,000,000	1,000,000	8,000,000
	1 地方消費税交付金	7,000,000	1,000,000	8,000,000
11 地方交付税		21,154,000	262,000	21,416,000
	1 地方交付税	21,154,000	262,000	21,416,000
13 分担金及び負担金		1,486,612	2,005	1,488,617
	1 分担金	34,487	2,005	36,492
15 国庫支出金		39,398,583	1,214,121	40,612,704
	1 国庫負担金	30,957,895	1,206,479	32,164,374
	2 国庫補助金	8,326,683	4,863	8,331,546
16 県支出金	3 国庫委託金	114,005	2,779	116,784
		11,171,802	726,088	11,897,890
	1 県負担金	7,340,351	576,190	7,916,541
	2 県補助金	2,712,587	149,898	2,862,485

21 諸収入		4,548,727	427	4,549,154
	4 雑入	1,889,527	427	1,889,954
22 市債		13,908,200	488,200	14,396,400
	1 市債	13,908,200	488,200	14,396,400
歳入	合計	184,775,293	4,692,841	189,468,134

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		83,730,629 千円	3,590,607 千円	87,321,236 千円
	1 社会福祉費	34,096,136	2,171,425	36,267,561
	2 児童福祉費	25,950,709	921,564	26,872,273
	3 生活保護費	23,683,784	497,618	24,181,402
6 農林水産業費		2,869,625	121,148	2,990,773
	1 農業費	788,106	116,589	904,695
	3 林業費	146,374	4,559	150,933
8 土木費		18,932,508	961,198	19,893,706
	2 道路橋梁費	3,553,757	18,030	3,571,787
	3 河川費	1,278,232	49,100	1,327,332
	4 港湾費	398,371	377,328	775,699
	5 都市計画費	10,270,788	516,740	10,787,528

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		20,607,264 千円	10,442 千円	20,617,706 千円
	2 小学校費	6,398,780	4,300	6,403,080
	3 中学校費	4,292,897	2,300	4,295,197
	5 社会教育費	2,291,837	3,842	2,295,679
13 災害復旧費		0	9,446	9,446
	1 土木施設災害復旧費	0	9,446	9,446
歳 出	合 計	184,775,293	4,692,841	189,468,134

第2表 債務負担行為補正 (松山市一般会計)

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
広報まつやま発行事業	平成27年度～平成28年度	120,000
データーセンター1年契約(業務委託)	平成27年度～平成29年度	44,100
障がい者相談支援業務委託	平成27年度～平成30年度	198,000
平井保育園運営委託	平成27年度～平成32年度	800,000
堀江保育園運営委託	平成27年度～平成32年度	500,000
狂犬病予防業務委託	平成27年度～平成28年度	2,900
予防接種ワクチン供給業務委託	平成27年度～平成28年度	560,000

事 項	期 間	限 度 額
大西谷埋立センター水処理施設 運埋及び埋立等業務委託	平成27年度～平成30年度	59,900 千円
小学校エアコン整備アズリ 業務委託	平成27年度～平成28年度	17,300
中学校エアコン整備アズリ 業務委託	平成27年度～平成28年度	9,100



2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
北条スポーツセンター及び 北条体育館指定管理委託	平成25年度～平成30年度	479,700 千円	平成25年度～平成30年度	511,000 千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>土木施設災害復旧事業</p>	<p>千円  10,000</p>	<p>1 借入先 財務省、地方公共団体金 融機構その他  2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。  3 借入時期 平成27年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。</p>	<p>年10% 以内  (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)</p>	<p>1 償還期限 40年以内(内据置5年以内)  2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等償還する。ただし必要に応じ 繰上償還、償還期限の短縮又は低利 債に借換えすることができる。  3 財務省、地方公共団体金融機構そ の他より借り入れられる場合において前 各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条 件によることができる。</p>

2 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路建設事業	千円	1 借入先 財務省、地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 平成27年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。	年10% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 40年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 償還する。ただし必要 に応じ繰上償還、償還 期限の短縮又は低利 償に借換えすることが できる。 3 財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。	千円	補正前 と同一	補正前 と同一	補正前 と同一	補正前 と同一
	60,000	同上	同上	同上	70,000	同上	同上	同上	同上
	150,000	同上	同上	同上	同上	160,000	同上	同上	同上
1,270,000	同上	同上	同上	同上	1,740,000	同上	同上	同上	



議案第93号

平成27年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山中央公園多目的競技場選手宿舎託 維持管理業務	平成27年度～平成32年度	74,500 千円
松山競輪開催に伴う競輪選手等 への給食業務	平成27年度～平成32年度	169,500

議案第94号

平成27年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成27年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,061,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,470,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		14,877,715 千円	625,250 千円	15,502,965 千円
	1 国庫負担金	10,311,434	488,000	10,799,434
	2 国庫補助金	4,566,281	137,250	4,703,531
5 県支出金		3,209,211	137,250	3,346,461
	2 県補助金	2,821,177	137,250	2,958,427
8 繰入金		4,672,609	1,198,104	5,870,713
	1 一般会計繰入金	4,672,609	1,198,104	5,870,713
10 繰越金		0	100,404	100,404
	1 繰越金	0	100,404	100,404
歳入	合計	63,409,600	2,061,008	65,470,608

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		38,972,434 千円	1,525,000 千円	40,497,434 千円
	1 保険給付費	38,972,434	1,525,000	40,497,434
6 諸支出金		39,580	536,008	575,588
	1 償還金及び還付加算金	39,580	536,008	575,588



歲	出	合	計	63,409,600	2,061,008	65,470,608
---	---	---	---	------------	-----------	------------



平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437,858千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

44,353,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市介護保険事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		8,699,486 千円	63,000 千円	8,762,486 千円
	1 介護保険料	8,699,486	63,000	8,762,486
3 国庫支出金		10,566,828	73,050	10,639,878
	1 国庫負担金	7,816,283	55,050	7,871,333
	2 国庫補助金	2,750,545	18,000	2,768,545
4 支払基金交付金		11,926,366	84,000	12,010,366
	1 支払基金交付金	11,926,366	84,000	12,010,366
5 県支出金		6,097,841	42,450	6,140,291
	1 県負担金	6,005,315	42,450	6,047,765
6 繰入金		6,617,325	37,500	6,654,825
	1 一般会計繰入金	6,261,325	37,500	6,298,825
9 繰越金		0	137,858	137,858
	1 繰越金	0	137,858	137,858
歳入	合 計	43,916,000	437,858	44,353,858

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費			42,528,000 千円	300,000 千円	42,828,000 千円
		1 保険給付費	42,528,000	300,000	42,828,000
4 諸支出金			14,958	137,858	152,816
		1 償還金及び還付加算金	14,958	137,858	152,816
歳出	合計		43,916,000	437,858	44,353,858



平成27年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成27年度松山市公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
北部浄化センター運転管理業務委託	平成27年度～平成32年度	502,000 千円

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁





議案第97号

平成27年度松山市一般会計補正予算（第4号）

平成27年度松山市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ292,770千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,175,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,270,000 千円	△ 30,000 千円	64,240,000 千円
	2 固定資産税	29,900,000	△ 30,000	29,870,000
11 地方交付税		21,416,000	△ 262,000	21,154,000
	1 地方交付税	21,416,000	△ 262,000	21,154,000
21 諸収入		4,549,154	△ 770	4,548,384
	4 雑入	1,889,954	△ 770	1,889,184
歳入	合計	189,468,134	△ 292,770	189,175,364

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,833,312 千円	71,459 千円	15,904,771 千円
	1 総務管理費	12,684,239	73,675	12,757,914
	2 徴税費	1,844,596	△ 17,183	1,827,413
	3 戸籍住民基本台帳費	727,866	9,081	736,947
	4 選挙費	170,644	△ 10,870	159,774
	5 統計調査費	284,422	16,406	300,828
6 監査委員費		121,545	350	121,895

3 民生費		87,321,236	△ 60,112	87,261,124
1 社会福祉費		36,267,561	△ 63,014	36,204,547
2 児童福祉費		26,872,273	△ 14,363	26,857,910
3 生活保護費		24,181,402	17,265	24,198,667
4 衛生費		14,830,159	△ 37,369	14,792,790
1 保健衛生費		2,669,616	△ 31,613	2,638,003
2 保健所費		5,300,896	△ 18,165	5,282,731
3 清掃費		6,859,647	12,409	6,872,056
6 農林水産業費		2,990,773	△ 29,386	2,961,387
1 農業費		904,695	△ 19,190	885,505
2 農業土木費		1,256,140	△ 3,656	1,252,484
3 林業費		150,933	113	151,046
4 水産業費		679,005	△ 6,653	672,352
7 商工費		5,061,321	△ 43,887	5,017,434
1 商工費		3,884,630	△ 34,288	3,850,342
2 観光費		1,176,691	△ 9,599	1,167,092
8 土木費		19,893,706	△ 104,866	19,788,840
1 土木管理費		1,433,784	△ 28,958	1,404,826
2 道路橋梁費		3,571,787	△ 1,256	3,570,531
3 河川費		1,327,332	△ 18,733	1,308,599

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 港湾費	775,699 千円	△ 3,621 千円	772,078 千円
	5 都市計画費	10,787,528	△ 36,905	10,750,623
	6 住宅費	1,317,444	△ 5,436	1,312,008
	7 公園緑地費	680,132	△ 9,957	670,175
9 消防費		5,098,892	10,768	5,109,660
	1 消防費	5,098,892	10,768	5,109,660
10 教育費		20,617,706	△ 99,377	20,518,329
	1 教育総務費	2,225,599	6,527	2,232,126
	2 小学校費	6,403,080	△ 33,861	6,369,219
	3 中学校費	4,295,197	△ 21,662	4,273,535
	4 幼稚園費	798,325	△ 8,995	789,330
	5 社会教育費	2,295,679	3,677	2,299,356
	6 保健体育費	4,599,826	△ 45,063	4,554,763
歳出	合計	189,468,134	△ 292,770	189,175,364

平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,365,169千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市介護保険事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		6,654,825 千円	11,311 千円	6,666,136 千円
	1 一般会計繰入金	6,298,825	11,311	6,310,136
歳入	合計	44,353,858	11,311	44,365,169

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		865,551 千円	11,311 千円	876,862 千円
	1 総務管理費	865,551	11,311	876,862
歳出	合計	44,353,858	11,311	44,365,169

平成27年度松山市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成27年度松山市公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成27年度松山市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正予定額)	(補正後の額)
第1款 下水道事業費用	14,376,847千円	3,000千円	14,379,847千円
第1項 営業費用	11,435,335千円	3,000千円	11,438,335千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,596,168千円は当年度分損益勘定留保資金等5,596,168千円で補てんする。)」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正予定額)	(補正後の額)
第1款 資本的支出	16,888,053千円	3,000千円	16,891,053千円
第1項 建設改良費	6,971,035千円	3,000千円	6,974,035千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正予定額)	(補正後の額)
(1) 職員給与費	780,927千円	6,000千円	786,927千円

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁



平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和43年条例第42号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 16 市長及び副市長に対する給料の支給に当たっては、市長については特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 年条例第 号）の施行の日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日の属する月）以後3月間、副市長については同月以後2月間、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による給料月額から、市長についてはその100分の18に相当する額を、副市長についてはその100分の16に相当する額を減じる。この場合において、当該減じることとされる額の算定に当たり、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市長及び副市長の給料を減額するため、本案を提出する。



平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

## 記

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条  
例

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が	0.88

	支給される場合を除く。)	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年	0.88

金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90

付則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(次項において「新条例」という。)付則第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金, 障害補償年金及び遺族補償年金(以下この項において「年金たる補償」という。)並びに休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し, 施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については, なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平

成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は同令第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は同令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年

金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例付則第5条第1項の規定は、適用しない。

（提案理由）

地方公務員災害補償法等の改正に伴い、災害補償年金の給付の調整等について所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

